

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 16）

（検証対象期間：平成23年4月1日～平成23年6月末日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置された「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用状況に刑事法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

- ① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。
- ② 関係職員による運営会議は、適切に開催されており、「ゆりかご」の運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援にかなげることが本来の目的である。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、4月～6月に合計212件の相談が寄せられており、うち継続相談が必要な事例が32件であった。また、カンファレンスを開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

なお、相談者が来院時にインターホンを押したにも関わらず応答がなく、「ゆりかご」への預け入れに至った事例があった。慈恵病院では、その後直ちに設備を変更するとともに職員の訓練を実施するなど改善が図られている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用に刑事法上の「明らかな違法性」は認められていない。また、許可時に付した3つの留意事項については、今回インターホンの対応について課題があったものの、直ちに改善が図られており、概ね遵守されていると認められる。以後、適切な運用が求められる。

今後の「ゆりかご」の運用状況の検証について、新たな事例が発生する可能性は否定できないことから、引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

○熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会

第16次会议

・開催日時：平成23年7月21日（木） 9：00～

（出席委員名簿）

氏名	役職	分野
弟子丸 元紀	益城病院医師	精神科
国宗 直子	弁護士	法律
三淵 浩	熊本大学医学部附属病院 新生児学寄附講座教授	小児科
山崎 史郎	熊本学園大学 社会福祉学部教授	心理学
上村 宏洸	熊本県養護協議会会長 (福) 龍山学苑理事長	福祉施設